

## 会費に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人きんきうえぶ(以下「きんきうえぶ」という)定款第8条の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (会費の主旨)

第2条 会費は、きんきうえぶの行う広報・普及・啓発活動や会員を対象とする研究研修活動、及び通常の業務運営に経常的に要する各種の費用に充てるものとする。

### (会費の金額)

第3条 この法人の会員の入年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 年10,000円
- (2) 賛助会員 年20,000円
- (3) 入会金 一律4,000円

### (会費の支払方法)

第4条 年会費の支払方法は原則として年額一括払いとし、毎年4月末日までに納入しなければならない。

### (会費の納付方法)

第5条 会費の納付方法は、理事長が別に定める金融機関の口座への振込みもしくは、役員への手渡しとする。  
2 会費の納付に要する銀行振込み手数料は会員の負担とする。

### (納入遅延に対する措置)

第6条 理事長は会費の納入を遅延した正会員に対して、きんきうえぶが行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。

2 年会費及び、会員継続書を毎年4月末(または、きんきうえぶメーリングリスト等で指定された期限)までに納入しなかった場合、退会されたものとみなす。

### (会費の減免)

#### 第7条

正会員の内、無償で活動している会員は、別途定める項目により会費納入の一部を減免することができる。

### 附則

- 1 この細則は、平成15年5月21日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年10月1日に一部変更する。
- 3 この細則は、平成21年4月1日に一部変更する。
- 4 この細則は、平成27年4月1日に一部変更する。
- 5 この細則は、平成30年4月1日に一部変更する。